京都障害者スポーツ指導者協議会会則

第一章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、障害者スポーツに関わる指導者が連帯して資質の向上に努めるとともに、 障害のある人々のスポーツ活動に対する支援・協力を図ることにより、京都障害者スポーツ振興会等の障害者スポーツ団体の事業推進と、京都地域における障害のある 人々のスポーツ活動の普及・振興と健康の増進に寄与することを目的とする。

(名 称)

- 第2条 本会は、京都障害者スポーツ指導者協議会(以下「協議会」という。)と称する、 (事務局)
- 第3条 本会の、事務を円滑に処理するために、事務局を置く。
 - 2 事務局は、京都障害者スポーツ振興会内に置くものとする。

(事業)

- 第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行なう。
 - (1) 障害者スポーツの普及・啓発ならびに情報の提供に関すること。
 - (2) 指導者の資質向上のための調査・研究ならびに研修に関すること。
 - (3) 京都障害者スポーツ振興会との連絡を密にし、相互の事業への協力および支援活動に関すること。
 - (4) 障害者スポーツ競技団体(協会・クラブ等)・前記(3)以外の障害者スポーツ 団体の育成およびその活動支援に関すること。
 - (5) 地域における障害者スポーツ活動の指導およびその支援に関すること。
 - (6) 指導者の連携強化のための親睦的行事の実施に関すること。
 - (7) 近畿ブロック障害者スポーツ指導者協議会との提携およびその協力に関すること
 - (8) その他、協議会の目的達成のために必要とする事業。

第二章 会員構成および役員の選任と職務

(会員構成)

第5条 本会は、原則として京都府内において居住し、活動する(勤務地のみであっても希望により可)「NPO法人日本障害者スポーツ指導者協議会に公認障害者スポーツ指導者として登録をしている者および京都障害者スポーツ振興会等障害者スポーツ団体に所属する指導者等で、協議会の目的に賛同する者をもって組織を構成する。

(役員の選任)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長1名理事若干名顧問若干名副会長2名事務局長1名理事長1名監事2名

- 2 会長は、総会において会員の推挙により選任する。
- 3 副会長は、会長が委嘱する。
- 4 理事は、会員の中から会長が委嘱する。
- 5 理事長は、理事の中から互選により選出し、会長が委嘱する。
- 6 事務局長は、理事の中から会長が委嘱する。

- 7 監事は、総会において会員の推挙により選任し、会長が委嘱する。
- 8 顧問は、総会において会員の推挙により選任し、会長が委嘱する。 近畿ブロック障害者スポーツ指導者協議会等の役員であった者は、前項の規定に 拘らず顧問とする。

(役員の任期)

- 第7条 役員の任期は、顧問を除き2年とする。但し、再任を妨げない。
 - 2 役員の任期中に辞任等があった場合,新役員の任期は前任者の残りの期間とする。(役員の職務)
- 第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長が指名した代理者が、その職務を代行する。
 - 3 理事長は、理事会を開催し、会務の執行を指導する。また、会務の執行に必要な 事務等の分担について理事を指名することができる。
 - 4 理事は、理事長の指導により会務を執行する。また、会計担当の他、その他、会 務の執行に必要な事務等を分担する。
 - 5 監事は、本会の事業ならびに会計処理に関し、毎年度監査する。
 - 6 顧問は、会務の執行にあたり、会長および理事会より意見を求められた時、適切 な指導・助言を行う。
 - 7 事務局長は、理事長の指導により会務にかかる事務の処理を行う。

第三章 会議および各種専門部会・地域別組織

(会議)

- 第9条 本会の会議は、総会、理事会、事務局会議とする。
 - 2 総会は、年1回、会長が招集し、議長は、会員の中から選出し、協議会の基本的な重要事項に関して審議し、決議する。
 - 3 総会は、会員の3分の1以上の請求、もしくは、理事会の決定があれば、会長は招集しなければならない。
 - 4 理事会は、会長・副会長・理事で組織し、年2回以上、必要に応じて理事長が招集する、議長は、理事長があたり、総会の決定事項の執行ならびに協議会の運営及び重要な事項に関して協議し、決定する。
 - 5 事務局会議は、事務局長・事務局員で組織し、月1回以上、必要に応じて事務局長が招集する。議長は、事務局長があたり、会務を円滑に進めるための事務等について 討議し、その処理を行う。
 - 6 総会がやむを得ない事情により招集できないとき、または総会の議に討すべき時間 がないときは、会長は、理事会を総会に代えることができる。
 - 7 顧問は.必要に応じて会議に出席し,適時必要な指導・助言を行うことができる。
 - 8 議案の成立は、それぞれの会議の出席者の過半数とする。

(各種専門部会)

- 第10条 本会の事業活動の推進に資するため、必要と認めた時、必要に応じて、各種専門 部会(事業別、競技種目別等)を設けることができる。
 - 2 各種専門部会の細則については、別に定める。

(地域別組織)

- 第11条 協議会の円滑な運営に資するため、必要と認めた時、協議会の下に必要に応じて、 地域別組織(地区協議会等)を設けることができる。
 - 2 地域別組織の細則については、別に定める。

第四章 財政および会計年度

(財政)

- 第12条 本会の財政は、「NPO法人日本障害者スポーツ指導者協議会」登録者以外の年会 費、近畿ブロック障害者スポーツ指導者協議会からの助成金および補助金、寄付金等 をもってこれに充てる。
 - 2 会費は、原則として無料とする。ただし、「NPO 法人日本障害者スポーツ指導者協議会」に登録していない者については、年会費として、1,000円を納めるものとする。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

第五章 会員の登録および登録抹消

(登録年度)

第14条 会員の登録(加入) および登録抹消(退会)の取り扱い年度は,毎年4月1日に始まり,翌年の3月31日をもって終わる。

(登録抹消)

- 第15条 会員の退会事由は、次のとおりとする。
 - (1) 本人より退会の申し出があったとき。
 - (2) 本会の名誉を著しく汚すなど、会員としての適格性を欠くものと理事会が認めたとき。

第六章 そ の 他

(その他)

- 第16条 この会則に定めない事項は、会長が理事会に諮り決定する。
 - 2 緊急を要する事項は、会長もしくは理事長が理事会に諮り決定する。但し事案により会長もしくは理事長が決定することができる。
 - 3 前項において理事長が決定した事項は、遅滞することなく、その旨を会長に報告 しなければならない。

第七章 付 則

(会則の変更)

第17条 この会則の変更は、総会において出席者の過半数以上の同意を必要とする。 (会則の施行)

第18条 この会則は、平成17年4月17日から施行する。

出張旅費規程

(目的)

第1条 この規定は京都障害者スポーツ指導者協議会(以下「本会」と称す)の出張旅費の支 払について必要な事項を定める

(出張旅費の定義)

- 第2条 本会が属する全国団体や地方団体が主催する会議や研修等に出席するために要した費 用を言う
 - (1) 交通費
 - (2) 食費

(交通費の定義)

- 第3条 交通費は最寄駅から現地までの最短距離を移動する金額とする
 - (1) 京都市内は500円、京都府下は2000円その他は実費を支給する
 - (2) 自家用車等を利用する場合は公共交通機関を利用したとみなし(1)に準ずる
 - (3) 片道600キロを超える場合は往復割引運賃により計算する
 - (4) 先方から費用の支給がある場合はこれを支払わない、ただし(1)より下回る差額がある場合はこれを補填をする

(食費の定義)

- 第4条 食費は活動時間が午前から午後に及び概ね3時間を超えた場合は昼食費、宿泊出張等で午後8時を超えた場合は夕食費、交流のために先方から出席依頼がある場合は交流費を支払う
 - (1) 昼食費は1000円を支払う、ただし先方から支給があればこれを支払わない
 - (2) 夕食費は1500円を支払う、ただし先方から支給があればこれを支払わない
 - (3) 交流費は実費を支払う、ただし会費等に含まれている場合はこれを支払わない

(競技会審判や運営協力費の定義)

- 第6条 本会に依頼がある競技団体等への技術指導や競技会審判やその運営のために要した費 用を支払う
 - (1) 依頼団体は公共団体や法人各のある団体とする
 - (2) 年間継続的な依頼は10000円、その他は1回1000円とする、ただし先 方から費用の支払がある場合はこれを支払わない